

個人情報開示請求に要する費用の額

○日田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（抜粋）

令和5年3月31日

規則第22号

別表（第5条関係）

区分	交付する記録媒体の種別				金額
写しの作成に要する費用	紙	実施機関内で複写が可能なもの	A3サイズまで	モノクロ	1枚につき10円（ただし、1枚の両面に複写した場合は、2枚として計算する。）
				カラー	1枚につき50円（ただし、1枚の両面に複写した場合は、2枚として計算する。）
			A3サイズを超えるもの		A3サイズに換算した額（カラーも同様とする。）
	市長が適当と認めるもの		それに要した経費の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）		
写しの送付に要する費用	電磁的記録媒体	市長が適当と認めるもの		それに要した経費の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	
				実費	

備考 「A3」とは、日本産業規格A列3番をいう。